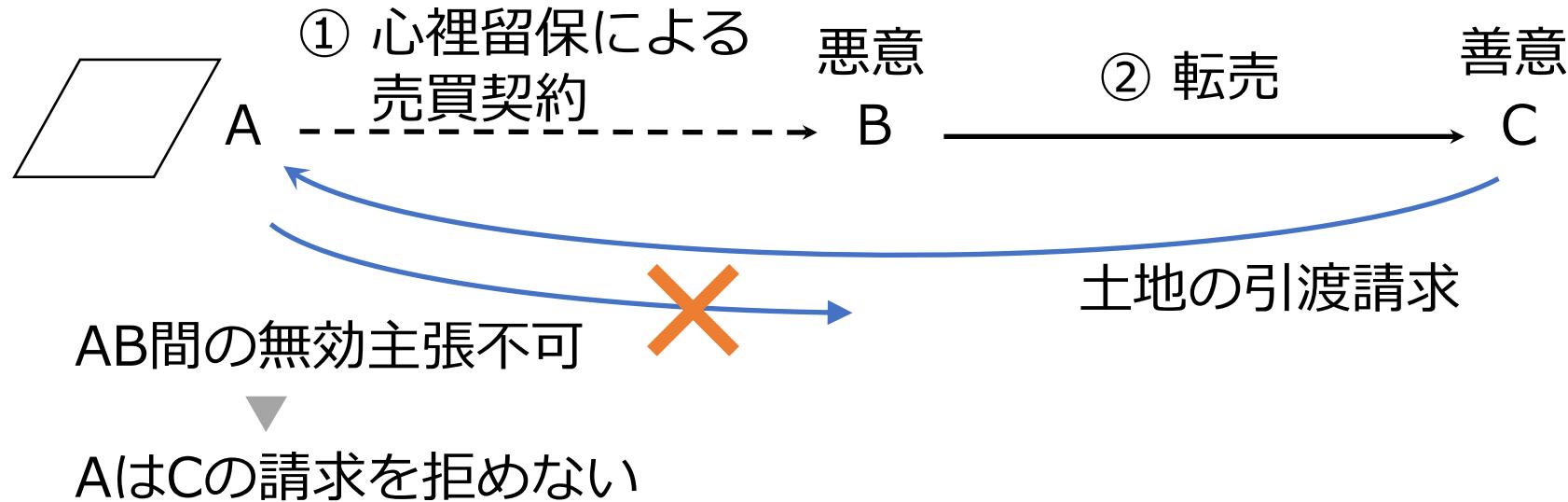


【心裡留保】第三者保護規定（93条2項）

- ・表意者は、善意の第三者に対し、93条1項ただし書による契約の無効を対抗することができない
- ∴ 契約が有効であると信じる第三者の期待を保護する必要がある、一方、あってそのような意思表示をしている表意者を保護する必要がないことから取引の安全を図る

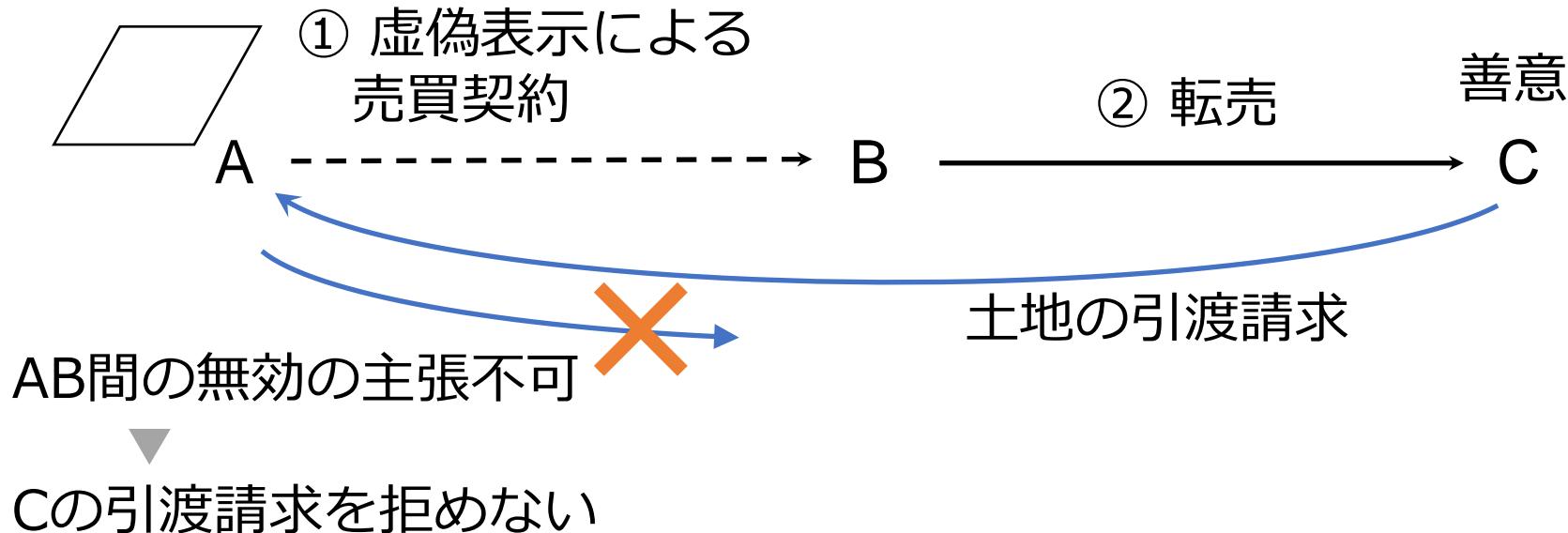
第93条2項 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。



【虚偽表示】第三者保護規定 (94条2項)

表意者は、善意の第三者に対して虚偽表示を理由とした無効を対抗できない
(94条2項)

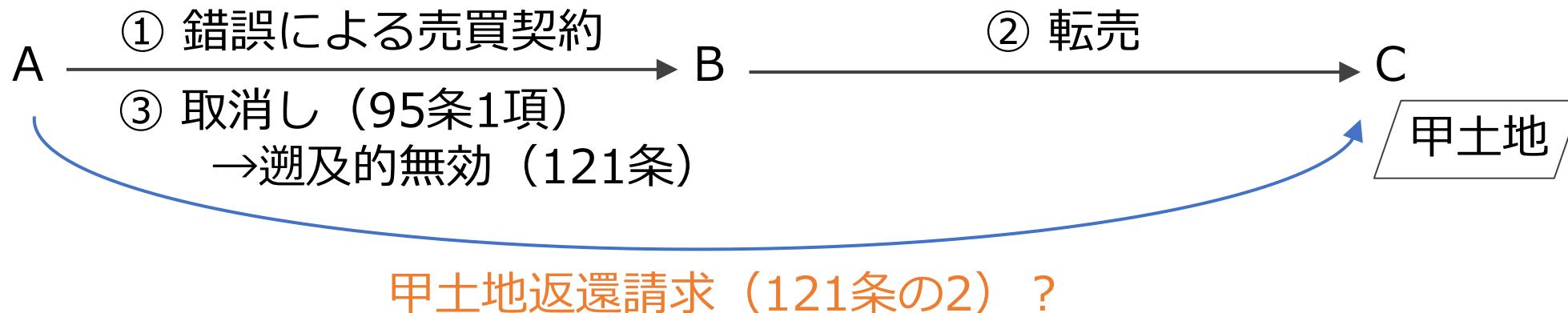
∴ 意思表示の外形を信じて取引を行った第三者を保護し、取引の安全を図る



【錯誤】第三者保護規定（95条4項）

95条4項 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

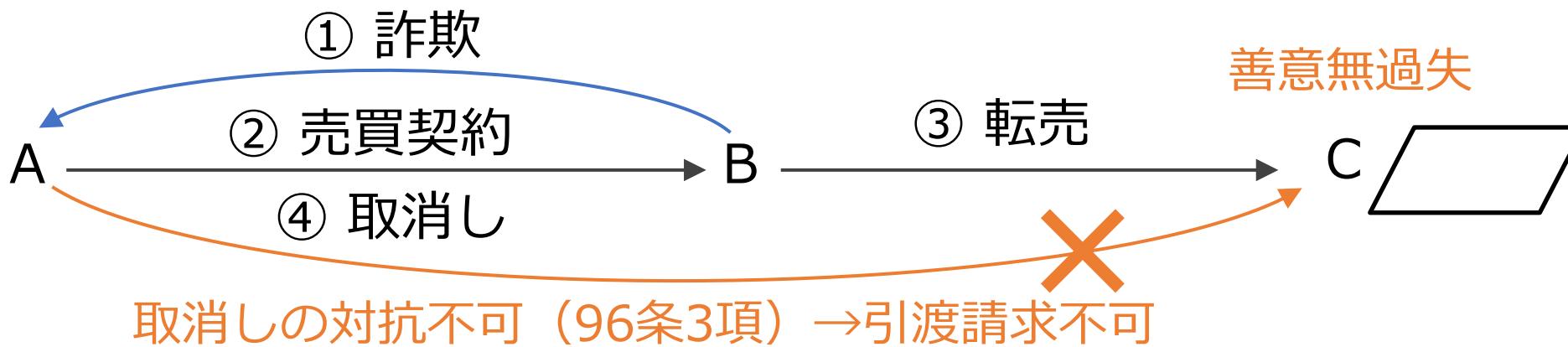
- ・錯誤による取消しは、善意無過失の第三者には対抗できない
∴ 錯誤による意思表示をした者には帰責性があり、それとの均衡上、善意無過失で取引に入った第三者の保護を図る
- ・「第三者」とは、当事者及びその包括承継人以外の者であって、取消前に新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者をいうと解される



【詐欺】第三者保護規定（96条3項）

- ・詐欺による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない

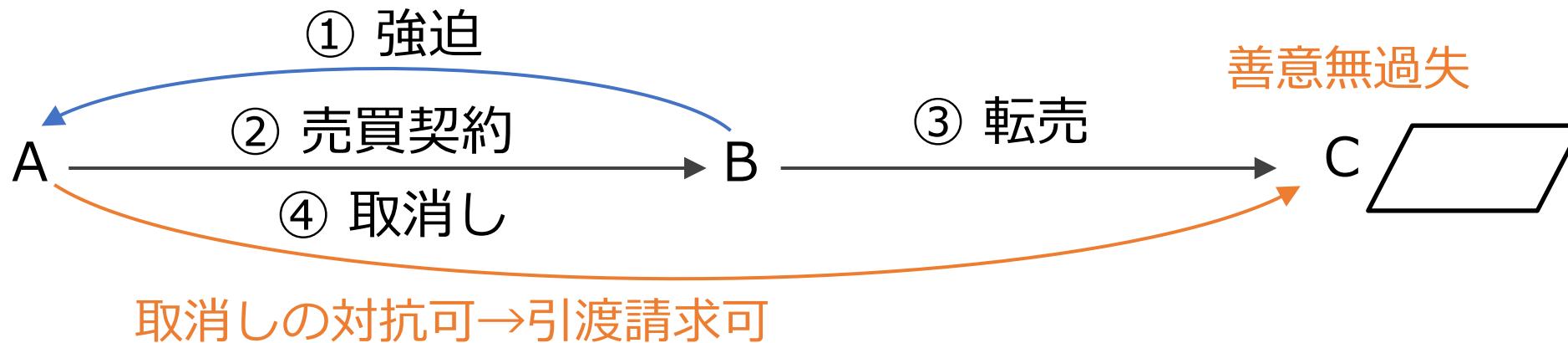
96条3項 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。



【強迫】第三者保護規定→なし

- ・強迫による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者にも対抗することができる（96条3項反対解釈）

∴ 詐欺に比べ帰責性の小さい表意者を保護する要請が、第三者との関係においても強い



	第三者保護要件	森T語呂合わせ
心裡留保	善意 (ぜんい)	ぜん
虛偽表示	善意 (ぜんい)	ぜん
錯誤	善意無過失 (ムカしつ)	ムカ
詐欺	善意無過失 (ムカしつ)	ムカ
強迫	ない (ない)	(し) ない